

# 令和8年度

## 久慈市上下水道部水質検査計画

### [水質検査計画とは]

水質検査は、供給する水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査について、検査する項目や検査の頻度等を示したものが水質検査計画です。

この計画に基づき適切な水質検査を行い、安全な水道水を供給していることを市民の皆様にご理解いただくため、毎事業年度開始前に計画の策定と公表をします。

### [水質検査計画の内容]

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水及び原水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 検査項目及び頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

別表 1 ～ 2

各水道系統の検査頻度一覧表

## 1 基本方針

### (1) 採水地点

水道法に基づく水質基準が適用になる蛇口（浄水）に加え、各水源（原水）についても水質確認のため検査を実施します。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられる水質基準項目 52 項目（令和 8 年 4 月 1 日よりペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が水質基準項目へ追加）、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目 26 項目、大腸菌及び嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム等とします。

### (3) 検査頻度

水道法と各施設の過去の水質検査結果に基づき、項目ごとに頻度を設定し検査を実施します。

### (4) 検査体制

毎日検査項目の水質検査は自己検査とし、それ以外の定期および臨時の水質検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたものに委託して行います。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況（令和6年度）

給水区域面積	111.56 km <sup>2</sup>
給水人口	29,501人
給水世帯数	14,518世帯
一日最大配水量	13,533 m <sup>3</sup>
一日平均配水量	10,189 m <sup>3</sup>

### (2) 浄水システムの概要（令和6年度）

名称	所在地	施設能力	水源種別	浄水処理方法
白山浄水場	久慈市小久慈町	(m <sup>3</sup> /日) 11,060	湧水	緩速ろ過
田高ポンプ場	久慈市長内町	2,884	地下水	塩素消毒
滝地区浄水場	久慈市大川目町	53.6	地下水	膜ろ過
下戸鎖浄水場	久慈市山根町下戸鎖	72	湧水	緩速ろ過
戸呂町浄水場	久慈市山形町戸呂町	35	地下水	緩速ろ過
日野沢浄水場	久慈市山形町日野沢	116	湧水	緩速ろ過
荷軽部浄水場	久慈市山形町荷軽部	97	地下水	緩速ろ過
清水川浄水場	久慈市山形町川井	588.5	湧水	膜ろ過

### 3 水道水及び原水の水質状況

#### (1) 水道水

これまでの水道水の水質は、水質基準を十分に満たしており、安全で良質な水です。

#### (2) 原水

これまでの原水の水質は、良好な状態です。

### 4 採水地点

#### (1) 蛇口

##### ① 毎日検査

市内 16 箇所の蛇口において 1 日 1 回実施します。

##### ② 定期検査

市内 10 箇所の蛇口において 1 箇月に 1 回実施します。

#### (2) 原水

市内 9 箇所の水源において実施します。

### 5 検査項目及び頻度

#### (1) 水質基準項目

水道法により定められた項目について、別紙「検査頻度一覧」のとおり検査します。

#### (2) 毎日検査項目

色、濁り及び消毒の効果（残留塩素）について毎日検査します。

#### (3) 原水の検査

消毒に関する項目を除く水質基準項目 41 項目（令和 8 年 4 月 1 日よりペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が水質基準項目へ追加）について年に 1 回検査します。クリプトスポリジウム等の検査を田高水源は年 4 回、それ以外は年 1 回行います。

#### (4) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、健康に影響を与える恐れのあるものや、浄水工程での管理指標となるもの、おいしい水を目指すために設定されたものなどの水質管理上留意する項目として、25 項目（農薬類を除く）を白山浄水場の原水及び浄水について年 1 回検査します。

農薬類に関しては、対象地域の使用状況から測定項目を設定し検査します。

## 6 水質検査方法

色、濁り及び消毒の残留効果を検査する毎日検査は直営で行い、それ以外については国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託します。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により実施します。

## 7 臨時の水質検査

次に示すような場合が発生し、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行い安全性の確保に努めます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他導水施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定、公表し、公表した水質検査計画に基づき水質検査を実施します。

なお、水質検査結果は久慈市ホームページにおいて公表します。

また、検査の結果をもとに必要があれば検査計画の見直しを行い、より良い水質検査計画策定と適切な検査を実施し、安全な水道水の供給に努めていきます。

## 9 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の委託先は、水質検査の精度及び測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えている検査機関(水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録機関)であり、臨時検査に速やかに対応できる検査機関を選定します。

## 10 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合は、八戸圏域水道企業団（水質データ管理の共同化に関する協定者）、久慈保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課と連携して被害状況を把握し、現地調査を行い所要の対策を講じ、適正な浄水処理の維持に努め、常に安全で良質な水道水を供給します。

お問い合わせ先 久慈市上下水道部  
〒028-0051 久慈市川崎町8番2号  
TEL 0194-52-2189  
FAX 0194-52-8288